

第7次舞鶴市総合計画に基づき、まちづくりの方向性や市の取り組む施策・事業をお伝えする「市政の今」。今回は、財政改革の取り組みについてお伝えします。



▲窓口で納付相談を受ける債権管理課の職員

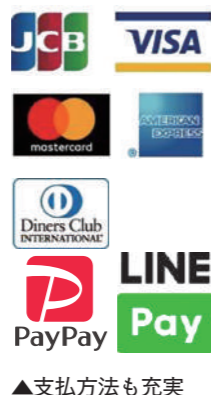
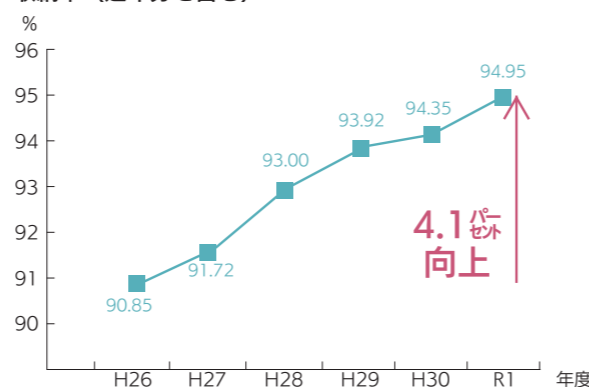


▲必要に応じ生活支援相談センターと連携



▲キャッシュカードがあれば窓口で口座振替が申し込める

国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料の
収納率（過年分を含む）



▲支払方法も充実

施策に関するご意見を

今号の施策に関するご意見
やご感想をお寄せください。
皆さんと一緒にまちづくりを
進めていきます。
▶詳しくは、債権管理課
(☎66・1007)へ。

成21年に策定した「債権管理マニュアル」と平成25年3月に施行した「舞鶴市債権管理条例」に基づき実施しています。督促状や催告書の送付、財産・収入などの調査を行い、差し押さえを行うなど強制的に徴収する滞納処分や法的措置を行います。負担の公平性を確保するため、このような適正な滞納整理を行い、徴収などの徴収率向上を目指しています。

一方で、失業など、特別な事情で納付が困難な人へは、納付相談のなかで詳細な聞き取りを行い、自立相談支援事業を実施する生活支援相談センターに案内し、生活再建へ向けた支援へとつなぎます。

「仕事をしたいけれど見つからない」という人には、履歴書の書き方や面接の受け方のアドバイスのほか、ハローワークなどと連携した就労支援を、「家計管理が難しい」という人には、ファイナンシャルプランナーから家計見直しのアドバイスを受けるなどの家計改善支援を、借金の返済が多い人には、弁護士・司法書士による無料法律相談で債務の任意整理や自己破産、過払い金の請求の相談をするなどして、多重債務支援を行っています。

このように、生活支援相談センターと連携し、相談者やその家族の状況を確認しながら、本人に寄り添い、生活を立

て直すことで滞納に陥る根本的な原因を解消し、債権回収へとつなげています。

◆納付利便性の向上
キャッシュレス時代の到来に合わせて、クレジットカードや電子マネーでの決済をはじめとした納付利便性の向上に取り組んでいます。コンビニ対応の納付書があれば、スマホを利用して、クレジットカード、スマホアプリ(PayPay・LINE Pay)で、いつでも・どこでも、家にいながら納付ができます。また、口座振替は一度登録すれば以後出かけることなく自動的に引き落としができ、払い忘れがありません。口座振替への移行は、キャッシュカードがあれば市役所窓口でも登録ができます。

新型コロナウイルスの感染拡大や少子高齢化など、これからも厳しい財政運営が予想されています。引き続き適正な債権管理を継続すると共に、時代に合わせた納付利便性の向上に努め、限られた財源の有効活用創意と工夫を凝らし、持続可能なまちづくりを進めていきます。

支払い方法など詳しくは、市ホームページでQRコードからアクセス可。

人口減少や少子高齢化社会がもたらす地域課題への対応や、次代を担う子ども達が夢と希望の持てるまちづくりを進めるためには、社会経済情勢の急激な変化に対応できる安定的で持続可能な行財政運営が必要です。

市では時代に合った市民サービスや業務のあり方の検討、将来の財政負担を踏まえた財政運営はもちろんのこと、市民の皆さんの公平性、公正性を保ちながら税金などの財源を確保するため、債権管理のさらなる適正化を推進しています。

◆債権管理の統括組織
高齢者支援などの福祉施策や道路の整備、災害対策、子育て支援、水道の安定供給など、さまざまな行政サービスにかかる経費は、市税、保険料、使用料など市民の皆さんの負担による支え合いで成り立っています。

そのため、公平で公正な負担を市民の皆さんにお願いし、支払う能力があ

るにも関わらず、税金や保険料などを納めない人には厳正に徴収業務を行い、生活困窮などさまざまな問題を抱え納付が困難な人には、生活支援相談センターと連携した「生活再建型債権回収」の取り組みを強化しています。

市では「公平公正で思いやりの心を持った債権管理」を基本的な考え方として、平成26年4月から「債権管理課」を新設し、専門知識を持った職員が、種類ごとに関係法令や事務処理手順の異なる債権を全庁的に統括。府と府内25市町村(京都市を除く)で設立した、市税などの賦課徴収業務の一部を共同で実施する京都府地方税機構と、保険料や使用料の徴収を主に担当する市が、互いに情報を交換するなど連携して、債権管理を適正かつ効率的に実施しています。

◆公平公正で思いやりの債権管理
支払う能力があるながら納付をしない人への強制徴収を含めた対応は、平

